

## 仕様書等の一部訂正について

令和8年1月26日付けで公告した「ポンルルモッペ林道橋梁塗装塗替工事」について、下記のとおり仕様書等を訂正します。

令和8年2月2日

分任支出負担行為担当官

留萌南部森林管理署長 蔡 弘道

記

### 1. 林道工事等設計・現場説明書の訂正箇所及び内容

【誤】17. 積算に用いた設計条件 ⑬現場管理費（率対象外経費）：運搬費

⑭一般管理費（率対象外経費）：運搬費

↓

【正】17. 積算に用いた設計条件 ⑬現場管理費（率対象外経費）：運搬費、PCB処分費

⑭一般管理費（率対象外経費）：運搬費、PCB処分費

## 【誤】

## 林道工事設計・現場説明書(閲覧用)

工事名	林地区分	自動車道区分	車道幅員(m)	施工延長(m)	工事区分
	普通林	2種2級(林業専用道)	3.0	15.5	橋梁下部
1. 法令等協議・届出について	該当無し。				
2. 支給材料及び貸与品について	該当無し。				
3. 入林手続きについて	入林届については、北海道森林管理局国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき、提出は不要とする。 なお、無人航空機を飛行させる場合は、北海道森林管理局森林整備保全事業工事特別仕様書第12条により、必要な手続を行うこと。				
4. 工事用地等の確保について	仮設建物敷指定 無 注)指定箇所以外及び指定がない場所で国有林を利用したい時は、監督職員へ協議する。 国有林野内の仮設建物敷等の無料利用について、国有林野管理規程第81上第2項に基づき「無料利用請書」の提出は省略とする。 ただし、「無料利用請書」における条項を遵守すること。				
5. 工事支障木の取扱いについて	工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員へ状況を報告すること。				
6. 山火事警防について	当署において定められている「国有林野山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。				
7. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす場合について	落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。				

8. 災害補償について	<p>契約約款第30条に基づいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない場合がある。</p> <p>(1)出来高について 工事の出来形が、施工管理基準に基づいて作成されるべき図書等により記録されないため、被災部分の証明ができない場合。</p> <p>(2)機械器具類について 設計で想定している機械器具類より常識的に見て、明らかに過大なものが搬入されて被災した場合。</p> <p>(3)仮設工（締切工、廻排水工、水替工等）について 任意仮設については、受注者の責任においていずれの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法と比べ、明らかに過小なものが施工されて被災した場合。</p> <p>(4)工事資材について 常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。</p>
9. 施工方法等の指定について	<p>本工事においては、契約約款第1条第3項により施工方法等の指定をしない。</p> <p>閲覧時に示された本工事費内訳書の機種・規格、材料の割増し等は、発注者が積算に用いたもので、受注者を拘束するものではない。</p>
10. 資材等単価について	刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については、特に記載のない限り長期割引を行った単価である。
11. 直接工事費の項目について	本工事費内訳書のとおり。
12. 共通仮設費 積上げ項目について	本工事費内訳書のとおり。

13. 余裕期間の設定について	<p>①本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年4月9日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。</p> <p>また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。</p> <p>なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出るものとする。②余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。</p>		
14. 排出ガス対策型建設機械の使用について	<p>①本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値について「森林整備保全事業標準歩掛」及び「北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領(林道事業)」のとおりであるが、排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について契約後借上げ等が困難な場合は、監督職員と協議により第2次基準値に設計変更出来るものとする。</p>		
15. 女性技術者、女性技能者の現場環境づくりに係る経費について	<p>①契約工期内において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい現場環境づくりに関する諸経費を共通仮設费率対象外に積上げて見込むことができる。(※快適トイレについては北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第8条のとおりとする。)</p> <p>なお、協議にあたっては、合理性について十分、検討すること。</p>		
16. その他特記事項	特になし。		
17. 積算に用いた設計条件			
① 通勤拠点から現場までの距離	29.2 Km	⑦ 建設機械等損料	令和6年度(豪雪地域補正:北海道)
② 路盤材の設計単価 (ダウロードシステムにて掲載)	見積単価	⑧ 労務単価	令和7年3月
③ かご類詰石の設計単価	該当無し	⑨ 施工パッケージ標準単価の基準年月	令和6年4月
④ 生コンクリートの設計単価	該当無し	⑩ 刊行物単価(四半期)の採用月	令和7年10月
生コンクリートの設計単価の採用月	該当無し	⑪ 刊行物単価(四半期)以外の刊行物単価の採用月	令和8年1月
⑤ 支障木の伐倒処理費	標準単価	⑫ 共通仮設費(率対象外経費)	運搬費、安全費、PCB処分費
⑥ 工期の設定	166日	⑬ 現場管理費(率対象外経費)	運搬費
うち冬期日数	0日	⑭ 一般管理費(率対象外経費)	運搬費

【正】

## 林道工事設計・現場説明書(閲覧用)

工事名	林地区分	自動車道区分	車道幅員(m)	施工延長(m)	工事区分
	普通林	2種2級(林業専用道)	3.0	15.5	橋梁下部
1. 法令等協議・届出について	該当無し。				
2. 支給材料及び貸与品について	該当無し。				
3. 入林手続きについて	入林届については、北海道森林管理局国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき、提出は不要とする。 なお、無人航空機を飛行させる場合は、北海道森林管理局森林整備保全事業工事特別仕様書第12条により、必要な手続を行うこと。				
4. 工事用地等の確保について	仮設建物敷指定 無 注)指定箇所以外及び指定がない場所で国有林を利用したい時は、監督職員へ協議する。 国有林野内の仮設建物敷等の無料利用について、国有林野管理規程第81上第2項に基づき「無料利用請書」の提出は省略とする。 ただし、「無料利用請書」における条項を遵守すること。				
5. 工事支障木の取扱いについて	工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員へ状況を報告すること。				
6. 山火事警防について	当署において定められている「国有林野山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。				
7. 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす場合について	落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。				

8. 災害補償について	<p>契約約款第30条に基づいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない場合がある。</p> <p>(1)出来高について 工事の出来形が、施工管理基準に基づいて作成されるべき図書等により記録されないため、被災部分の証明ができない場合。</p> <p>(2)機械器具類について 設計で想定している機械器具類より常識的に見て、明らかに過大なものが搬入されて被災した場合。</p> <p>(3)仮設工（締切工、廻排水工、水替工等）について 任意仮設については、受注者の責任においていずれの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法と比べ、明らかに過小なものが施工されて被災した場合。</p> <p>(4)工事資材について 常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。</p>
9. 施工方法等の指定について	<p>本工事においては、契約約款第1条第3項により施工方法等の指定をしない。</p> <p>閲覧時に示された本工事費内訳書の機種・規格、材料の割増し等は、発注者が積算に用いたもので、受注者を拘束するものではない。</p>
10. 資材等単価について	刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については、特に記載のない限り長期割引を行った単価である。
11. 直接工事費の項目について	本工事費内訳書のとおり。
12. 共通仮設費 積上げ項目について	本工事費内訳書のとおり。

13. 余裕期間の設定について	<p>①本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年4月9日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。</p> <p>また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。</p> <p>なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出るものとする。②余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。</p>		
14. 排出ガス対策型建設機械の使用について	<p>①本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値について「森林整備保全事業標準歩掛」及び「北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領(林道事業)」のとおりであるが、排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について契約後借上げ等が困難な場合は、監督職員と協議により第2次基準値に設計変更出来るものとする。</p>		
15. 女性技術者、女性技能者の現場環境づくりに係る経費について	<p>①契約工期内において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい現場環境づくりに関する諸経費を共通仮設费率対象外に積上げて見込むことができる。(※快適トイレについては北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第8条のとおりとする。)</p> <p>なお、協議にあたっては、合理性について十分、検討すること。</p>		
16. その他特記事項	特になし。		
17. 積算に用いた設計条件			
① 通勤拠点から現場までの距離	29.2 Km	⑦ 建設機械等損料	令和6年度(豪雪地域補正:北海道)
② 路盤材の設計単価 (ダウロードシステムにて掲載)	見積単価	⑧ 労務単価	令和7年3月
③ かご類詰石の設計単価	該当無し	⑨ 施工パッケージ標準単価の基準年月	令和6年4月
④ 生コンクリートの設計単価	該当無し	⑩ 刊行物単価(四半期)の採用月	令和7年10月
生コンクリートの設計単価の採用月	該当無し	⑪ 刊行物単価(四半期)以外の刊行物単価の採用月	令和8年1月
⑤ 支障木の伐倒処理費	標準単価	⑫ 共通仮設費(率対象外経費)	運搬費、安全費、PCB処分費
⑥ 工期の設定	166日	⑬ 現場管理費(率対象外経費)	運搬費、PCB処分費
うち冬期日数	0日	⑭ 一般管理費(率対象外経費)	運搬費、PCB処分費